

Swab Buffer S2

整理番号 MFB-0041
版番号 01
改正日 2019年6月3日

1. 化学品及び会社情報

| | |
|--------------|---|
| 化学品の名称 | Swab Buffer S2 |
| 製造元の会社情報 | 株式会社アニモス 〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-12-18 659研究室 |
| 供給者の会社情報 | 日本ジェネティクス株式会社 〒112-0004 東京都文京区後楽一丁目4番14号 後楽森ビル18階 電話番号：03-3813-0961 ファックス番号：03-3813-0962 |
| 供給者の緊急時連絡先 | 電話番号：03-3813-0961 (祝祭日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分) Eメール：info@genetics-n.co.jp |
| 推奨用途及び使用上の制限 | 試験・研究用 |

2. 危険・有害性の要約

| | |
|----------|---|
| GHS分類 | 急性毒性（経口） :区分4 急性毒性（吸入：粉じん、ミスト） :区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 :区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 :区分1 |
| GHSラベル要素 | |
| 注意喚起語 | 危険 |
| 危険有害性情報 | 飲み込んだり吸入すると有害 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 |
| 注意書き | 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 取り扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 |
| [安全対策] | 飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹹）で洗うこと。 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 気分が悪いときは、医師に連絡すること。 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 |
| [応急措置] | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。 |
| [廃棄] | 内容物や容器を適切な焼却炉で焼却するか都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者に委託処理すること。 |

上記で記載がない危険有害性は分類対象外、分類できないまたは区分外。

3. 組成及び成分情報

| 化学物質・混合物の区分 | 混合物 | | | |
|-------------|------------|--------------|-----------|----------------------|
| 危険有害成分 | 化学名（又は一般名） | グアニジンチオシアノ酸塩 | 塩化水素 | 酢酸 |
| | 含有率 (%) | 20~50% | 0.1~2.0% | 0.1~2.0% |
| | 化学式又は構造式 | — | HCl | CH ₃ COOH |
| | 官報公示整理番号 | — | 1-215 | 2-688 |
| | CAS No. | 593-84-0 | 7647-01-0 | 64-19-7 |

4. 応急処置

| | |
|-------------|---|
| 一般的な初期手当 | 事故が起きた時或いは気分が悪い場合、直ちに医師の手当てを受ける。 |
| 吸入した場合 | 新鮮な空気のある場所に移動し安静保温に努める。気分が悪い場合は医師の手当てを受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 石鹼と大量の水で洗い流す。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の手当てを受ける。 |
| 目に入った場合 | 直ちに、コンタクトレンズを外し、少なくとも15分以上大量の水で眼を洗う。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の手当てを受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | 口をすすぎ、大量の水または食塩水を飲ませて吐かせる。医師の手当てを受けること。 |
| 暴露した場合 | 医師に連絡すること。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯すること。 |
| 応急措置をする者の保護 | 保護手袋等の保護具を使用する。 |

5. 火災時の措置

| | |
|-------------|--|
| 消火剤 | 本品は不燃性のため、周辺火災に適した消火剤を用いること。 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、乾燥砂、二酸化炭素など。 |
| 使ってはならない消火剤 | 棒状水 |
| 火災時の特有危険有害性 | 火災時に刺激性もしくは有害なヒューム（またはガス）が発生するため、消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。 |
| 特有の消火方法 | 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。作業は風上から行い、必ず保護具を着用する。 |
| 消火を行う者の保護 | 燃焼又は高温により有害なガスが発生するので、呼吸保護具を着用する。消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|-----------------------|--|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ミスト、ガス、蒸気、スプレーを吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を退避させる。 |
| 環境に対する注意事項 | 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。 汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。 |
| 回収、中和 | 漏出した液は、ウエス、雑巾又は土砂等に吸着させて空容器に回収し、その後を多量の水を用いて洗い流す。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|---------------|--|
| 取扱い 技術的対策 | 屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。 |
| 安全取扱注意事項 | 容器を転倒させ落とす衝撃を与える等の粗暴な扱いをしない。 漏れ、溢れ、飛散などないようにし、みだりにミストやスプレー、蒸気を発生させない。 使用後は容器を密閉する。 吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。 |
| 衛生対策 | 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。 指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。 休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではならない。 |
| 保管 適切な保管条件 | 容器は直射日光を避け、換気の良いなるべく涼しい場所に密閉して保管すること。 |
| 技術的対策 | 換気のよい場所で容器を密閉し保管する。日光から遮断すること。 |
| 混触禁止物質 | 強酸化剤、酸性化合物、塩基性化合物、強塩基 |
| 安全な容器包装材料 | ガラス、プラスチック等(密閉できる物) |

8. 暴露防止及び保護措置

| | | | | |
|----------------|--|----------|------------------------------------|--------------------------------|
| 設備対策 | 蒸気又はヒュームやミストが発生する場合は、発生源を密閉し、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。 | | | |
| 管理濃度 作業環境基準 | 設定されていない | | | |
| 許容濃度 | グアニジンチオシアノ酸塩 | 塩化水素 | 酢酸 | |
| | 日本産業衛生学会 | 設定されていない | (最大値) 2 ppm (3 mg/m ³) | 10 ppm (25 mg/m ³) |
| | ACGIH | 設定されていない | STEL 2 ppm | STEL 15 ppm |
| | ACGIH | 設定されていない | - | TWA 10 ppm |
| 保護具 呼吸器の保護具 | 保護マスク | | | |
| 手の保護具 | 保護手袋 | | | |
| 目の保護具 | 保護眼鏡(必要によりゴーグル型) | | | |
| 皮膚及び身体の保護具 | 長袖作業衣 | | | |
| 適切な衛生対策 | マスク等の交換は定期的または使用の都度行う。 | | | |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-----|-------|
| 形状 | 液体 |
| 色 | 無色透明 |
| 臭い | データなし |
| pH | 5~6 |
| 融点 | データなし |
| 沸点 | データなし |
| 引火点 | データなし |
| 発火点 | データなし |

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 爆発範囲 | データなし |
| 蒸気圧 | データなし |
| 密度 | 1.1 g/cm ³ |
| 溶解性 | 水と任意で混和する。 |
| n-オクタノール／水分配係数 log Po/w | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|--------------|---------------------|
| 安定性 | 適切な使用条件及び保管条件下では安定。 |
| 危険有害反応可能性 | データなし |
| 避けるべき条件 | 高温、直射日光、熱、裸火 |
| 危険有害な分解成分 | 一酸化炭素、二酸化炭素、硫黄酸化物 |
| 推奨用途及び使用上の制限 | 試験・研究用 |

11. 有害性情報

| | |
|-------------------|--|
| 急性毒性（経口） | (製品) >600 mg/kgのため、区分4に該当し、飲み込むと有害。 (成分) 塩化水素：ラット LD ₅₀ =238~277 mg/kg (SIDS, 2009) 酢酸：ラットLD ₅₀ =3,310 mg/kg |
| 急性毒性（経皮） | (製品) 分類できない。 (成分) 酢酸：ラットLD ₅₀ =1,060 mg/kg |
| 急性毒性（吸入：気体） | (製品) 分類できない。 (成分) 塩化水素：ラット LC ₅₀ =1,411 ppm (4時間換算値, SIDS, 2009) |
| 急性毒性（吸入：粉塵、ミスト） | (製品) >1.7 mg/Lのため、区分4に該当し、吸入すると有害。 (成分) 塩化水素：ラット LC ₅₀ =0.42 mg/L/4h (SIDS, 2009) |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | (製品) 濃度限界(5%)以上のため、区分1に該当し、重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷のおそれ。 (成分) 塩化水素：皮膚に対して腐食性を示す。 酢酸：皮膚に対して腐食性を示す。 |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | (製品) 濃度限界(3%)以上のため、区分1に該当し、重篤な眼の損傷のおそれ。 (成分) 塩化水素：眼に対して腐食性を示す。 酢酸：眼に対して腐食性を示す。 |
| 呼吸器感作性 | (製品) データ不足のため分類できない。 (成分) 塩化水素：吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ。 |
| 生殖細胞変異原性 | (製品) データ不足のため分類できない。 |
| 発がん性 | (製品) データ不足のため分類できない。 |
| 生殖毒性 | (製品) データ不足のため分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | (製品) データ不足のため分類できない。 (成分) 塩化水素：臓器の障害（呼吸器系） 酢酸：臓器の障害（血液、呼吸器系） |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | (製品) データ不足のため分類できない。 (成分) 塩化水素：臓器の障害（歯、呼吸器系） |
| 吸引性呼吸器有害性 | (製品) データ不足のため分類できない。 |

12. 環境影響情報

| | |
|--------------|--|
| 水生環境有害性（急性） | (製品) データ不足のため分類できない。 (成分) 塩化水素：甲殻類（オオミジンコ）EC ₅₀ =0.492 mg/L/48h (SIDS, 2005) 酢酸：甲殻類（オオミジンコ）EC ₅₀ =65,000 µg/L/48h (SIDS, 2005) |
| 水生環境有害性（長期間） | (製品) 濃度限界（25%）以上のため、区分3に該当し、水生生物に有害のおそれ。 (成分) 塩化水素：甲殻類（オオミジンコ）EC ₅₀ =0.492 mg/L/48h (SIDS, 2005) |
| 残留性／分解性 | (製品) データ不足のため分類できない。 |
| 生体蓄積性 | (製品) データ不足のため分類できない。 |
| オゾン層への影響 | (製品) オゾン層破壊物質に該当しない。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|----------|--|
| 残余廃棄物 | 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。 なお上記方法による処理が出来ない場合は都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。 |
| 汚染容器及び包装 | 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。 |

14. 輸送上の注意

| | |
|--------|--|
| 国連番号 | 非該当 |
| 海洋汚染物質 | 非該当 |
| 注意事項 | 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。 |

15. 適用法令

| | |
|-------------------|---|
| 毒物及び劇物取締法 | 非該当 |
| 労働安全衛生法 | 施行令第18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物 別表第9 No.98、176 施行令第18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物 No.98、176 |
| 化審法 | 非該当 |
| 化学物質管理促進法 (PRTR法) | 非該当 |
| 消防法 | 非該当 |
| 船舶安全法（危規則） | 非該当 |
| 航空法 | 非該当 |

16. その他の情報

引用文献等

日本化学会GHS対応ガイドライン、平成20年10月

JIS Z 7253 : 2012

日本産業衛生学会 (2010)

ACGIH (2013)

CLP 規則準拠 等・他

記載内容の取扱い

この安全データシートは、日本工業規格（JIS Z 7253 : 2012）に沿って作成致しました。本記載内容は代表値であり、規格、および保証値を示すものではありません。全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。推奨される産業衛生措置および安全な取扱い方法は、通常の取扱いにおいて適用した方が良いと思われる内容を記載しておりますので具体的な用途や取扱い条件に照らして、推奨事項が適切かどうかご検討の上ご判断頂くようお願い致します。

